



主な内容

- 感染予防はできていますか? P 2~3
- 防災行政無線がデジタル方式へ P 4~7
- 町の予算概要をお知らせします P 10~12
- 障害福祉サービス・制度 P 18~19

**笑顔いっぱい
新1年生!!**

● 定例相談 ●

心配ごと相談

日時 5月1日(金) 午前10時~正午
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
日時 5月15日(金) 午前10時~正午
場所 つつみ会館

※弁護士相談(要予約)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎ 84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午前9時~正午
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎ 84-3322 ☎ 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月~金曜日 午前10時~午後4時
場所 河内町役場本庁舎北側
問合せ先 ☎ 84-5017
☎ 0120-84-5013

交通事故相談

日時 月・水・木・金曜日
午前9時~正午 午後1時~4時45分
弁護士相談 第3水曜日
午後1時~4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎ 029-823-1123

● 交通事故発生状況 ●

町内の交通事故2月発生状況

	(累計)
発生件数(人身事故)	1件(3)
死者数	0人(0)
負傷者数	2件(5)
	竜ヶ崎警察署調べ

● 戸籍の窓 ●

おめでた 3人 転入 13人
おくやみ 13人 転出 18人

● 人口・世帯 ●

令和2年3月1日現在
人口 8,738人 (-15)
男 4,329人 (-2)
女 4,409人 (-13)
世帯数 3,406世帯(+5)

● TELガイド ●

役場	☎ 84-2111 教育委員会 学校教育G ☎ 84-3322 ☎ 84-4357 事務局 生涯学習G ☎ 84-2843 (公民館)
水道事務所	☎ 84-2361 福祉センター ☎ 84-3699
つつみ会館	☎ 86-2090 保健センター ☎ 84-4486
地域包括支援センター	☎ 60-4071 防災かわち ☎ 84-2212 (音声案内)
社会福祉協議会	☎ 84-2830 シルバー人材センター ☎ 84-5455

● 休日診療当番医(4・5月) ●

4月	稲敷地区	龍ヶ崎地区
5日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎ 029-892-2627	秋本脳神経外科 ☎ 64-3311 ひかりの森内科クリニック ☎ 85-5601
12日	角崎クリニック ☎ 029-787-6030	飯野クリニック ☎ 60-2323 いしかわクリニック ☎ 62-0378
19日	江戸崎眼科 ☎ 029-892-0262	竜ヶ崎医院 ☎ 62-0550 根本医院 ☎ 62-3155
26日	宮本病院 ☎ 029-979-2114	兼子内科循環器科 ☎ 64-3105 北竜耳鼻咽喉科クリニック ☎ 95-3387
29日	いなしきクリニック ☎ 029-892-3372	菊地整形外科 ☎ 64-6111 池田病院 ☎ 64-1152
5月	稲敷地区	龍ヶ崎地区
3日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎ 029-892-2627	斎藤クリニック ☎ 64-3527 松葉クリニック ☎ 65-7282
4日	江戸崎眼科 ☎ 029-892-0262	うちだ医院 ☎ 64-8821 野村医院 ☎ 62-6561
5日	いなしきクリニック ☎ 029-892-3372	いがらしクリニック ☎ 62-0936 セントラル腎クリニック龍ヶ崎 ☎ 62-1212
6日	鈴木クリニック ☎ 029-892-3640	さくらクリニック ☎ 65-1211 鴻巣クリニック ☎ 61-0151
10日	古橋医院 ☎ 029-978-3770	みやお外科整形外科クリニック ☎ 62-3761 村井医院 ☎ 62-3380
17日	佐倉クリニック ☎ 029-892-7011	野上小児科医院 ☎ 65-3375 渡利耳鼻咽喉科医院 ☎ 62-4133
24日	江戸崎ひかりクリニック ☎ 029-834-5777	松本クリニック ☎ 62-4747 中村クリニック ☎ 64-6655
31日	いわき内科クリニック ☎ 029-875-5100	牛尾病院 ☎ 66-6111 朝野循環器内科クリニック ☎ 62-0178

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム: 24時間お医者さんを探すことができます。

おとな救急電話相談 # 7119 または 03-5367-2365
子ども救急電話相談 # 8000 または 03-5367-2367

● ごみ収集日(5月) ●

資源回収日	燃えないごみ収集日
A地区 12・26 C地区 19	A地区 9 C地区 23
B地区 14・28 D地区 21	B地区 9 D地区 23
燃えるごみ収集日	粗大ごみの予約収集日
全地区 毎週月・水・金曜日	5月中の予約→6月6日



感染症対策へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやるう



正しいマスクの着用



新型コロナウイルス感染症などの 感染予防はできていますか？

河内町保健センター ☎ 84 - 4486

新型コロナウイルス感染症の対策は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」が基本です。

どうやって感染するの？

現時点（3月26日現在）では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染が考えられています。

- (1) 飛沫感染
感染者の飛沫（くしゃみ、咳（せき）、つば など）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※感染を注意すべき場面
屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすとき



(イラスト政府広報オンライン)

- (2) 接触感染
感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接触れなくても感染します。



※感染場所の例
電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど

★感染を予防するために

- ・手洗いが大切です。
ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。

★ほかの人にうつさないために

- ・咳エチケット
くしゃみや咳が出る時は、飛沫にウイルスを含んでいる可能性があります。ほかの人にうつさないために、咳エチケットを心がけましょう。

※正しい手の洗い方・咳エチケットは、3ページに掲載しています。

【相談窓口】

竜ヶ崎保健所 62-2161（平日午前9時～午後5時）
茨城県庁・厚生労働省では電話相談窓口を設置しています。
県庁内専用電話 029-301-3200

厚生労働省専用電話 0120-565653（フリーダイヤル）
（午前9時～午後9時土日祝日も実施）

厚生労働省ホームページで最新の情報を提供していますのでお確かめください。

厚生労働省 新型コロナ 検索

■新型 戸別受信機の更新について

●更新スケジュール

- ①更新のお知らせ : 令和2年4月(本紙)
- ②更新開始 : 令和2年6月上旬
- 詳細スケジュール : 金江津地区 : 6月上旬～ 2月下旬
生板地区 : 6月上旬～ 9月下旬
源清田地区 : 9月下旬～ 11月下旬
長竿地区 : 11月下旬～ 2月下旬

- ③デジタル方式による防災行政無線の運用開始: 令和2年6月
※更新スケジュールについては多少前後する場合があります。

■更新手順

1. 訪問時期の案内通知

戸別受信機の更新に際して、地区毎に訪問時期の目安を記載した回覧をします。

2. 委託業者が訪問

身分証明書(下図参照)を付けた町の委託業者が、自宅を訪問します。不在の場合は、不在票を投函しますので、明記された連絡先へ都合の良い日をご連絡ください。

3. 受信機およびアンテナの取り付け

室内に入り、電波の受信状況を確認します。電波の受信状況が悪い場合には、屋外にダイポールアンテナの取り付け工事を実施します。また、ご使用の戸別受信機は回収します。

4. 使用方法の説明

設置完了後、受信機の使用方を説明し、最後に受領書をいただき作業完了となります。

■貸与台数について

- 住民基本台帳(河内町に住民登録)上、1世帯に対し、原則1台の貸与を予定しています。
- 住民基本台帳上、別の世帯にしている、同じ建物の場合は1台の貸与となります。
- 2台目以降をご希望であっても、各世帯に1台のみの貸与となりますので、ご了承ください。
- 住民基本台帳に登録のない世帯については、無償貸与の対象外となります。

■委託身分証明書(サンプル)

河内町デジタル防災行政無線(同報系)
整備工事従事者身分証

請負会社: 協進電設(株)

かわち丸

令和2年〇月〇日
河内町役場 印

問合せ先

河内町役場 総務課【電話】84-6979

次項に戸別受信機の受信アンテナと新型戸別受信機の説明が続きます。

～防災行政無線のデジタル方式への更新に伴い 新型 戸別受信機を無料で貸与します～

■防災行政無線の更新概要

町では、防災情報や町からのお知らせなどを、町民全ての皆さんへ伝達する仕組みとして昭和57年度に防災行政無線局を設置し(平成14年に更新)、地域住民の生命と財産を守るため、運用を開始して以来、多大な成果をあげてきました。しかしながら設備の老朽化が著しく、機能不全が発生しているとともに、部品の製造中止等により修繕が困難なことから、デジタル方式の防災行政無線に更新します。

これにより災害情報や国民保護情報等を、迅速かつ正確に全町民に伝達されることが期待されます。また、防災行政無線のデジタル方式への更新に伴い、戸別受信機も新型に更新いたします。

■戸別受信機が新しくなります



■新規の申し込みについて

これまで、戸別受信機がない世帯で、新規に設置を希望される場合は、総務課にある申請書にご記入のうえ、お申し込みください。(申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。)

※新規申し込みの場合は、次項の更新スケジュールと異なりますのでご了承ください。



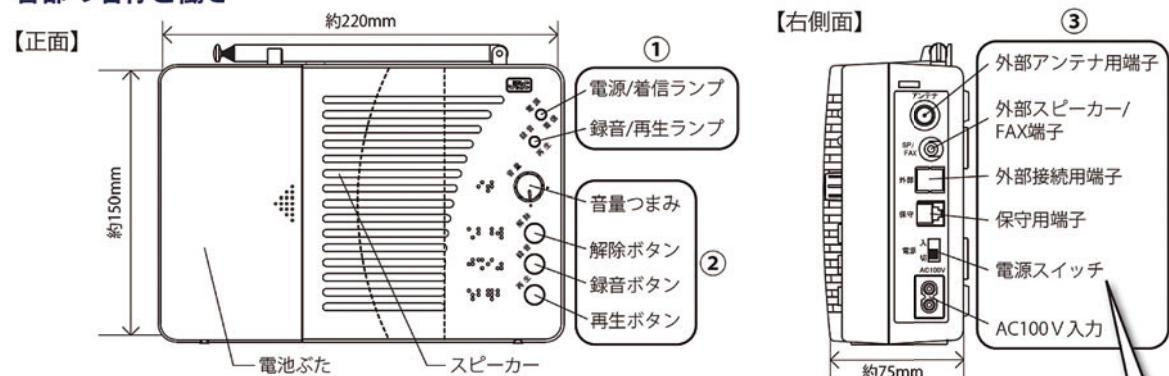
配布業者を装った詐欺にご注意ください！！

※戸別受信機は無償で貸与します。
金銭の要求や振り込みをお願いすることはありません。



■新型 戸別受信機について

各部の名称と働き



【正面】

①「電源/着信」「録音/再生」ランプのはたらき

ランプ	色	ランプ動作	状態
電源/着信ランプ	緑	点灯	AC100V使用中
	緑	点滅	乾電池使用中
	赤	点滅	通報受信 故障 乾電池が消耗している、または入っていない
録音/再生ランプ	緑	点灯	留守録音
	緑	点滅	再生中
	緑/橙	交互点灯	再生されていない録音通報あり(留守録音設定なしの場合) 再生されていない録音通報あり(留守録音設定中の場合)

②つまみ・ボタンの機能

名称	操作	機能
音量つまみ	つまみを回す	右(時計回り)で音量を上げる【※1】
解除ボタン	緊急通報中に押す	受信音量がつまみの位置の大きさに なる(緊急音量解除)
	再生中に押す	再生を停止する
録音ボタン	留守録音設定中に押す	留守録音設定を解除する
	待ち受け中(通常時)に押す	留守録音の設定【※2】
再生ボタン	通報受信中に押す	ボタンを押した時点から最大5分間録音する
	再生ボタンを押す	録音内容を新しい順に再生する
	再生中に押す	次の録音内容を再生する
	最終録音内容を再生中に押す	停止する

※このスイッチは主電源になりますので、必ず「入」にしておいてください。

【右側面】

③端子等の機能

外部アンテナ端子	ダイポールアンテナ用
外部スピーカー端子	スピーカー延長用【※3】
外部接続用端子	放送設備のアンプに接続【※4】
保守用端子	保守専用の端子(業者用)
電源スイッチ	本体電源ON/OFF
AC100V入力	ACアダプタの差込口

【※1】音量を小さく設定していても、緊急情報の場合は、最大音量で流れる仕組みとなっています。

【※2】録音ボタンを押すことで、留守中の放送を戸別受信機本体へ録音することが出来ます。(最大12件)緊急情報の場合は、自動で録音となります。

【※3】別のアンプ付スピーカーへ最大20m先まで延長する事が出来ます。町で負担するのは、戸別受信機本体の設置工事までとなりますので、延長に係る費用は個人負担となります。

【※4】施設等の放送設備のアンプへ接続するための端子です。接続に係る費用は施設等の負担となります。

■新型 戸別受信機の受信アンテナについて

●受信方法は、お住いの地域の電波状況や建物の構造により異なります。アンテナは、以下の2通りとなります。

【1】ロッドアンテナ(戸別受信機の附属アンテナ)

通常は付属のアンテナで受信可能です。固定式ではないので、持ち出すことができます。

【2】屋外ダイポールアンテナを設置する方法

電波が弱く、附属アンテナで受信が難しい地域では、屋外ダイポールアンテナの設置が必要となります。

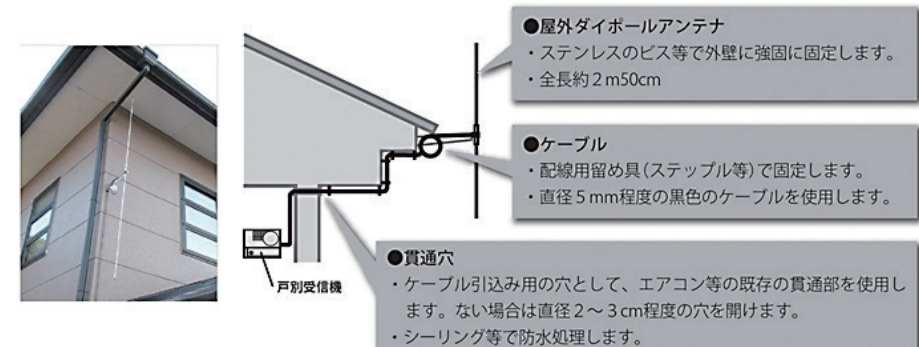
ダイポールアンテナは屋外の壁面等に取付け、受信機まではケーブルを配線し、設置場所が固定されますが、非常時は持ち出し可能です。

※戸別受信機の設置費用(アンテナ工事含む)は町が負担します。

【1】ロッドアンテナ



【2】屋外ダイポールアンテナ設置例



チェック

- 受信アンテナの種類については、お住いの地域の電波状況や建物の構造により異なります。
- 屋外ダイポールアンテナの設置基準は、戸別受信機を設置する部屋の中で受信できない場合となります。
- 戸別受信機更新の際に受信状況を確認し、屋外ダイポールアンテナの設置が必要になった場合は、戸別受信機の設置場所、配線ルート、アンテナ位置等、ご相談し、委託業者が施工します。
- テレビや、電子レンジ、IH調理器など電源線等から電磁・電気ノイズを発生しやすい機器の近くには設置しないでください。また、電源はこれら機器とは別のコンセントからお取り頂くことを推奨いたします。

お願い

①町外へ転出する場合

各世帯へ1台ずつ貸与しているものですので、町外へ転出する場合は、転出のお手続きの際に必ず役場へ返却してください。

②町内で転居する場合

町内で転居する場合は、戸別受信機の設定を転居先の地区の管理ナンバーに変更する必要があるため、転居のお手続きの際に役場へ持参してください。

③乾電池について

停電時に備え、常に乾電池(単1)を入れておく必要がありますが、普段は付属のACアダプタ(コード約4m)でコンセントより電源を取ってください。コンセントまでの延長コードが必要な場合は、各戸でご用意ください。戸別受信機に使えなくなった乾電池を入れたままにしておくと、乾電池の液が漏れ、故障の原因になります。電池残量が少なくなると、電源/着信ランプが赤く点滅し、音声でお知らせしますので、停電に備え、電池の交換をお願いします。(単1、単2、単3電池に対応しています。単1アルカリ乾電池で72時間以上稼働します。)また、残量があっても長時間使用し続けると液漏れる場合がありますので、定期的に交換をお願いします。

■補助金手続きの流れ

①安全運転支援装置の設置

自動車整備事業者・カー用品店等で、安全運転支援装置を購入・設置
※装置を設置することができない場合がありますので、事前に取扱事業者へ確認してください。

②設置費用等の支払い

ご自身で事業者で購入・設置費用を支払い



③申請書類等の提出

総務課に申請書等を提出

【必要書類】

- 補助金交付申請書（総務課または町ホームページから取得できます。）
- 補助金請求書（総務課または町ホームページから取得できます。）
- 安全運転支援装置の購入・設置に係る領収書の写し
- 設置個所の写真
- 安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
- 自動車検査証の写し

※審査上、その他書類の提出を求める場合があります。

④補助金の振込み

申請者名義の指定口座へ補助金が振り込まれます。

■注意事項

- 安全運転支援装置設置や使用に伴う事故・損害等については、町はその責任を負いません。
- 補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- 虚偽または不正な行為等により補助金を受けた場合、補助金を返していただきます。
- 補助金を受けて取得した安全運転支援装置は、1年以上使用してください。

【問合せ先】 総務課 交通防災係 電話 84-6979

高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助制度のお知らせ

～アクセルとブレーキの踏み間違い事故防止のために～

町では、高齢者の交通事故の防止、事故時の被害軽減を図るため、安全運転支援装置の設置費用を補助します。

■補助対象者 ※①～④のすべてに該当する方

- ① 町内に住民登録が有り、補助金申請時に満75歳以上の方
- ② 自動車運転免許証を保有している方
- ③ 町民税等を滞納していない方
- ④ 暴力団員等でない方



■補助対象自動車

- ① 普通自動車、小型自動車または軽自動車で、自動車検査証に「自家用」と記載された自動車（リース、レンタルを除く）であって、補助対象者が自ら使用するもの
- ② 原則として補助対象者の運転免許証に記載されている氏名と自動車検査証の「所有者の氏名」または「使用者の氏名」の欄に記載されている氏名が同一であること

■補助対象となる安全運転支援装置

- ① ペダルの踏み間違い等による急加速を抑制する装置
- ② 自動車の停車時および徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれたときに、アクセル開度を電氣的に制御する装置
- ③ 自動車の停車時および徐行時において、前方または後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれたときに、加速を制御する装置

■補助率・補助金額

- ① 補助率：1 / 2 以内（千円未満切捨て）
- ② 補助金額：上限3万円

※1人につき1回です。

■補助対象経費

- 補助金の対象となる経費は、令和2年4月1日以降に安全運転支援装置の購入および設置に要した経費です。（※他の補助金の交付を受けている場合は、経費からその補助金を除いた額）

令和2年度



河内町の予算の概要をお知らせします

今年度の一般会計予算は

44億9,251万円



令和2年度の河内町予算が成立しましたのでお知らせします。一般会計予算の総額は44億9,251万円で、前年度と比較して1億779万円(2.5%)の増となっています。(千円以下を端数処理していますので、増減率は調整しています。)
限られた財源を最大限活用し、町民ニーズを的確に捉えた予算編成を行いました。

【一般会計歳入】

一般会計の歳入構成については、町税、地方交付税で歳入全体の57.3%を占めており、続いて繰入金6.9%、県支出金6.8%、町債5.9%の順となっています。前年度当初予算と比較すると分担金および負担金、環境性能割交付金、地方消費税交付金が増額となり、一方で寄附金、使用料および手数料が減額となっています。

町税予算額は、8億3,801万円で前年度比5.2%増となり、町民税については減額が見込まれますが、固定資産税については、予算算定基礎の見直しにより増額を見込みました。また、たばこ税については、喫煙人口の減少により減額が見込まれる中で、前年度実績を踏まえ堅実に計上したものです。

なお、本町の大きな収入源となっている地方交付税については、令和2年度地方財政計画の概要や震災復興特別交付税の見込みを踏まえ前年度比8.7%増の17億4,000万円を計上しました。

【一般会計歳出】

歳出予算については、最も構成比の高いものは民生費の28.3%で、以下総務費20.0%、衛生費10.4%、教育費9.8%の順となっています。

前年度当初予算と比較すると衛生費、教育費等が増額となり、一方で総務費、土木費等が減額となっています。

今年度の主要事業としては、継続事業である防災行政無線デジタル化整備事業、テニスコート全面改修等を計上しております。また、新規事業として高齢者への安全運転支援装置設置補助金を計上しました。

なお、生活環境改善事業(民家防音)、コミュニティバス運行事業、次世代育成支援金等についても引き続き計上しています。

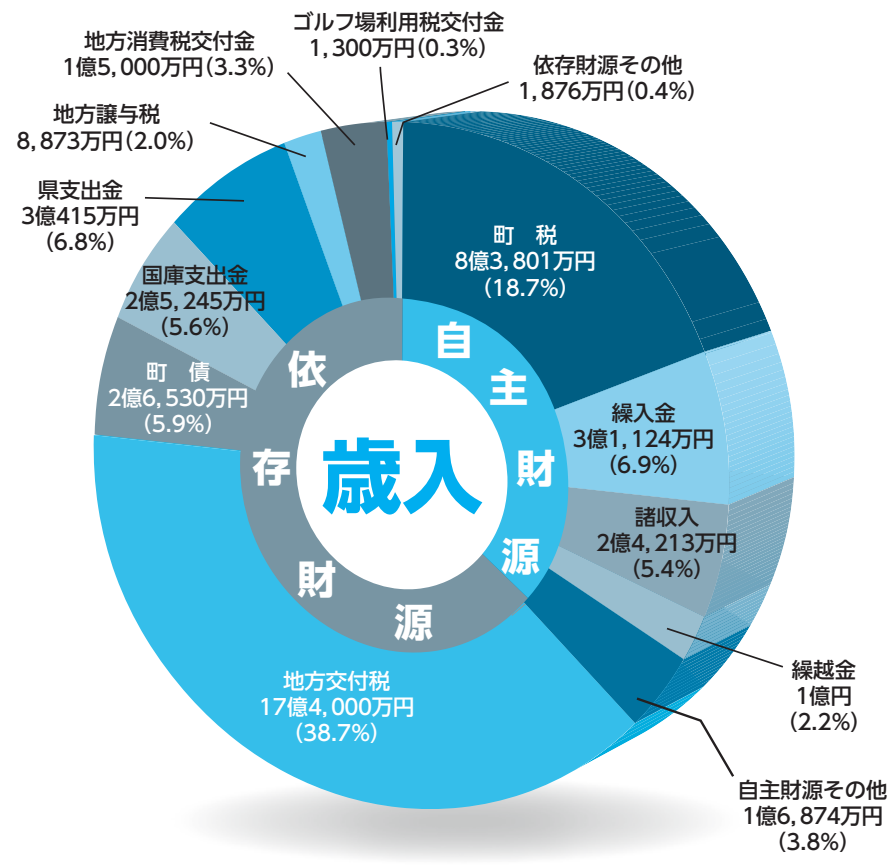
【町民一人当たりの町税額】
約9.6万円
【町民一人当たりの歳出額】
約51.4万円
(令和2年3月1日現在8,738人)

町税内訳

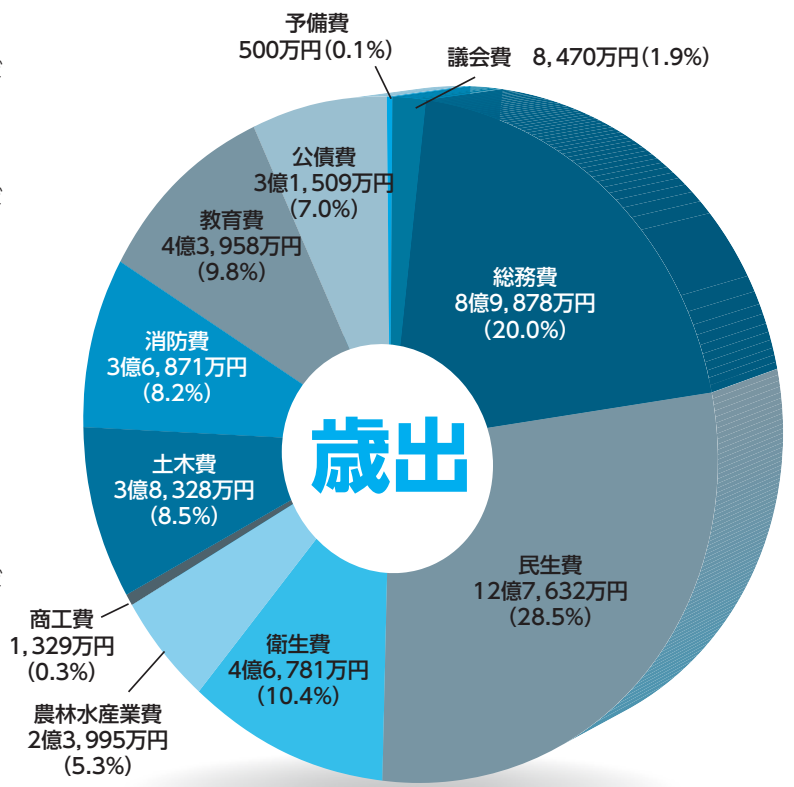
町民税	3億6,440万円
固定資産税	3億9,541万円
軽自動車税	3,370万円
たばこ税	4,450万円

自主財源その他内訳

分担金および負担金	4,890万円
使用料および手数料	1,968万円
財産収入	16万円
寄附金	1億円



◆議会費	8,470万円
◆総務費	8億9,878万円
総務管理費	7億1,900万円
徴税費	9,927万円
戸籍住民基本台帳費	7,420万円 など
◆民生費	12億7,632万円
社会福祉費	9億1,172万円
児童福祉費	3億6,430万円 など
◆衛生費	4億6,781万円
保健衛生費	1億8,376万円
清掃費	2億8,405万円
◆農林水産業費	2億3,995万円
◆商工費	1,329万円
◆土木費	3億8,328万円
土木管理費	3,738万円
都市計画費	2億3,941万円
道路橋りょう費	1億 356万円 など
◆消防費	3億6,871万円
◆教育費	4億3,958万円
教育総務費	1億5,493万円
義務教育学校費	9,367万円
社会教育費	5,963万円
保健体育費	8,358万円 など
◆公債費	3億1,509万円
◆予備費	500万円



稲敷地方広域市町村圏事務組合からのお知らせ

◆ 令和2年度予算について

一般会計 (単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
分賦金及び負担金	3,738,754	82.1	議会費	3,490	0.1
使用料及び手数料	7,800	0.2	総務費	76,989	1.7
国庫支出金	51,800	1.1	消防費	4,192,771	92.0
県支出金	5,200	0.1	公債費	281,950	6.2
財産収入	35	0.0	予備費	900	0.0
寄附金	1	0.0			
繰入金	90,000	2.0			
繰越金	10,000	0.2			
諸収入	2,010	0.0			
組合債	650,500	14.3			
合計	4,556,100	100.0	合計	4,556,100	100.0

水防事業特別会計 (単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
分賦金及び負担金	9,931	88.7	水防費	11,100	99.1
財産収入	721	6.4	予備費	100	0.9
繰越金	400	3.6			
諸収入	148	1.3			
合計	11,200	100.0	合計	11,200	100.0

令和元年 消防ミニ白書 火災 救急 救助

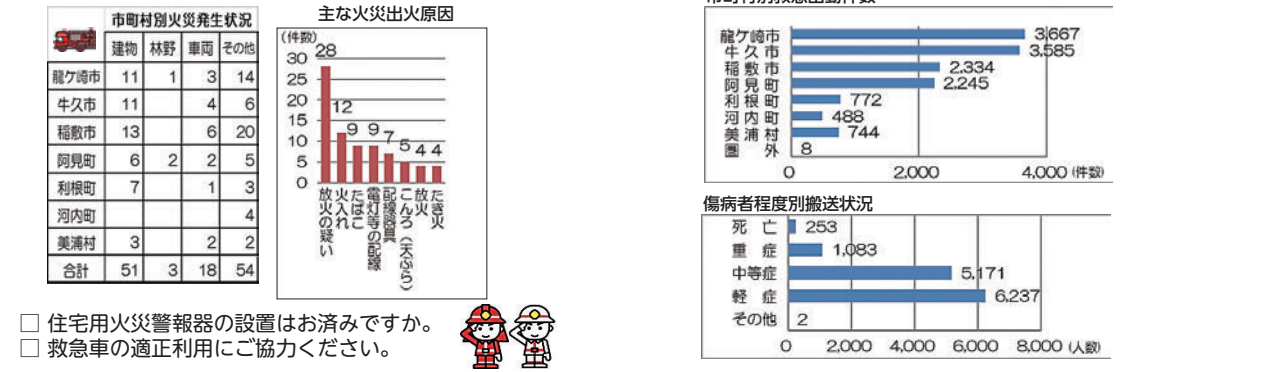
火災 火災件数 126件
死者6人 負傷者9人

令和元年中の火災件数は126件で、前年に比べ3件増加しています。
また、火災種別で見ると、建物火災51件、林野火災3件、車両火災18件、その他火災が54件で、前年に比べ建物火災6件、車両火災が9件増加しています。

救急 救急出動件数 13,843件
昨年より165件増加!

令和元年中の救急種別は、急病が9,459件と最も多く、次いで一般負傷1,898件、交通事故1,096件、転院735件、その他655件でした。
救助出動件数は202件で、前年に比べ15件増加しています。交通事故73件、火災事故68件、水難事故14件、その他47件でした。

救助



◆ 問合せ先 稲敷地方広域市町村圏事務組合 ☎ 0297-64-3741 (代) <http://www.inashiki-kouiki.jp/>

令和2年度の主な事業

I-ひと よそにない『教育立町』

教育、人材育成、定住促進・豊かなくらしづくり、文化・スポーツ

学校教育

- ・スクールバス運行事業 6,472万円
- ・外国人講師派遣業務 418万円
- ・中学生海外英語研修 703万円
- ・海外生徒受入交流事業 205万円
- ・北海道青少年育成交流事業 110万円

青少年の健全育成

- ・子ども教室推進費 188万円

伝統文化・地域文化

- ・かわちフェスタほか 1,814万円

II-しごと 米で世界を驚かす

地域革新、産業づくり、農業戦略、交流社会

農業の振興

- ・水田農業構造改革対策町単独奨励金 3,181万円
- ・基幹水利施設管理費 1,263万円
- ・多面的機能支払交付金 9,485万円
- ・町特産物PR活動事業 456万円

商業の振興

- ・町商工会補助金 830万円
- ・信用保証料補給金 117万円

III-まち 不便なりに便利なまちに

福祉、まちの拠点づくり、安心・安全、生活環境・交通インフラ整備

地域福祉

- ・町社会福祉協議会補助金 3,047万円

児童福祉

- ・こども園運営費 2億5,457万円
- ・児童手当 8,700万円
- ・次世代育成支援金 987万円
- ・放課後児童健全育成事業(児童クラブ) 740万円
- ・子育て支援センター事業 310万円
- ・母乳育児用品給付事業 85万円

高齢者福祉

- ・老人保護措置費 480万円
- ・シルバー人材センター運営補助金 300万円
- ・敬老福祉大会事業 215万円
- ・福祉タクシー 36万円

障害者福祉

- ・障害福祉サービス費 2億1,589万円
- ・障害児施設給付費 1,808万円
- ・自立支援医療更生医療費 844万円
- ・難病患者支援費 205万円

保健・医療

- ・医療福祉費(マル福) 7,034万円
- ・予防接種(日本脳炎、インフルエンザ等) 1,812万円
- ・健康づくり推進事業(基本健診等) 1,122万円

ごみ処理

- ・龍ヶ崎地方塵芥処理組合分担金 1億8,330万円
- ・塵芥処理収集事業 2,030万円
- ・新清掃工場関連施設分担金 330万円

し尿処理

- ・龍ヶ崎地方衛生組合分担金 7,274万円
- ・合併処理浄化槽設置整備事業 1,808万円

消防・防災

- ・防災行政無線デジタル化整備事業 1億6,366万円
- ・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金 1億3,409万円
- ・庁舎特別負担金 804万円
- ・車両特別負担金 439万円

航空機騒音対策

- ・生活環境改善事業(民家防音工事) 5,005万円
- ・生活環境改善事業(民家防音維持管理) 4,322万円

道路・交通

- ・町道整備事業 8,275万円
- ・コミュニティバス運行事業 900万円
- ・高齢者安全運転装置設置促進事業 150万円

【令和2年度予算総括】

会計区分	令和2年度	令和元年度	比較	増減率(%)
一般会計	44億9,251万円	43億8,473万円	1億779万円	2.5
特別会計	◇国民健康保険特別会計 11億5,812万円	12億3,202万円	△7,390万円	△6.0
	◇介護保険特別会計 10億7,008万円	12億1,415万円	△1億4,407万円	△11.9
	◇介護サービス事業特別会計 957万円	945万円	12万円	1.2
	◇後期高齢者医療特別会計 1億2,817万円	1億1,582万円	1,235万円	10.7
	◇下水道事業特別会計 3億3,477万円	2億8,435万円	5,042万円	17.7
等	◇水道事業会計 2億4,963万円	2億5,423万円	△460万円	△1.8
	収益的収入及び支出 0万円	0万円	0万円	0.0
	資本的収入 8,289万円	8,833万円	△544万円	△6.2
	資本的支出			

※千円以下端数処理をしていますので、比較額と一致しない場合があります。

教育委員に田仲光氏が再任

3月6日（金）に行われた令和2年第1回町議会定例会において、教育委員会委員に田仲光氏（庄布川）が議会の同意を得、再任されました。
なお、任期は令和2年3月11日から令和6年3月10日までです。



河内町清掃大作戦

3月1日（日）、河内町清掃大作戦が、町内各地区で実施されました。
当日は早朝から多くの方が参加し、町内のゴミ拾いを行いました。
今回の清掃では、可燃ゴミ1,420キロ、不燃ゴミ2,360キロが集められました。
参加者の皆さん、ご協力ありがとうございました。今後も、私たちの町をきれいにするためにご協力をお願いします。



地域に奉仕活動 ～障害福祉サービス事業所「れるび」～

2月21日（金）、障害福祉サービス事業所「れるび」によるゴミ拾いが行われました。
このゴミ拾いは、れるび利用者の皆さんが、毎日ウォーキングで利用している旧生板小学校の体育館までの道のりを、清掃活動として月に1回行っているものです。
この日は、天気も良く、皆さん協力しながら笑顔でゴミを拾っていました。これからも町をきれいにするためにご協力をお願いします。



自動車盗難に注意!!

茨城県の自動車盗難被害の件数は、全国ワーストの状態が4年連続となり深刻な状況で、河内町を含めた県南地域での発生が多発しています。

プリウス、ランドクルーザー、アルファード、ヴェルファイア、ヴェゼルなどの乗用車やハイエースなどの貨物車の被害が多発しています。

自宅敷地内やマンション、アパートなどの駐車場での被害が多く、鍵をかけていても被害にあっています。

車両への対策として、ハンドルロックやタイヤロックなどの盗難防止装置、スマートキーの特性を利用した盗難被害対策としてスマートキーの電波遮断ポーチや缶への保管、警報装置やGPS機器の装着を、保管場所への対策として、防犯カメラやセンサーライト、門扉の施錠などの対策をお願いします。

※ドアロックだけでは愛車は守れません！可能な限りの防犯対策をお願いします。

不審者や不審車両を見かけた際は、110番通報または竜ヶ崎警察署まで連絡をお願いします。

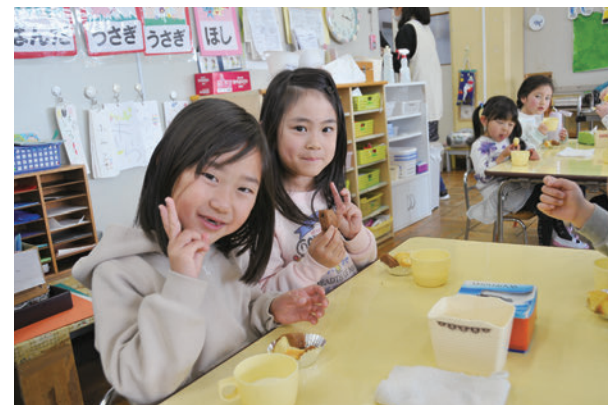
◆連絡・問合せ先 竜ヶ崎警察署 ☎62-0110



ふわふわのシフォンケーキ!! ～かわち認定こども園～

3月16日（月）、かわち認定こども園のおやつで、ライスジュレを使用したシフォンケーキが提供されました。このおやつは、ライステクノロジーかわち㈱で販売しているもので、米粉とライスジュレを使用して作られたグルテンフリーのシフォンケーキは、アレルギーのある子どもたちにも対応しています。

ふわふわのシフォンケーキを食べた園児たちは、みんな笑顔で「やわらかくておいしい」と話していました。



いざという時のために ～航空機事故対応図上訓練～

2月23日（日）、河内町航空機事故対応図上訓練が農村環境改善センターで行われました。

この訓練は、町内において航空機事故が発生した際の、関係機関との連絡体制、それぞれの役割、初動対応等を確認し、相互の連携強化を目的に行われたものです。

当日は、11機関の約80人が参加し、充実した訓練となりました。



畳が寄贈されました

2月14日（金）および18日（火）、新大宮会【榎村上畳材店（代表 村上洋之氏・金江津）】から、かわち・かねえつ認定こども園にそれぞれ畳16枚が寄贈されました。

この取り組みは、畳市場が減少し、畳の上で過ごす経験のない子どもたちが増えてきている中、幼少期より畳に接する機会を設け、畳の機能性を理解してもらう事で、将来の畳の需要増につなげていくことを目的に畳業界で行われているものです。

寄贈された畳の上で遊んでいる子どもたちは、みんな笑顔で、畳のおいしさや感触を楽しんでいるようでした。



交通安全帽子を寄贈

3月10日（火）、稲敷農業協同組合から、かわち学園新1年生のために交通安全帽子52個が寄贈されました。

この取り組みは、地域の子どもたちが安全に登下校できるようにと毎年行われているものです。

雑賀町長に帽子を手渡した根本組合長は、「子どもたちの安全な通学と、楽しい学校生活がおくれることを願っています。」と話していました。



Information on a Kawachi Life

☆合併浄化槽の設置には補助制度があります

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する費用を補助します。

◆補助対象者 次のいずれかに該当する地域において、専用住宅に浄化槽を設置する事業を行う者

- 公共下水道事業認可区域以外の地域
- 公共下水道の整備が概ね7年以上見込まれない公共下水道事業認可区域内の地域
- 新築家屋については既存の汚水処理未普及解消につながるもの

※ただし、左記に該当する者は、補助の対象となりません。

- 建築基準法に基づく確認の申請または浄化槽法に基づく設置届出を行っていない者
- 販売の目的で浄化槽付き専用住宅を建築する者
- 専用住宅または敷地を借りている者で、浄化槽設置に関して賃貸人の承諾が得られないもの
- 町税等を滞納している者(生計同一者を含む)
- 以前に補助金を受け、浄化槽を設置したことのある者

○令和3年2月末までに浄化槽設置工事の完了見込みがないもの

◆補助対象浄化槽 環境配慮型浄化槽(霞ヶ浦流域については、高度処理型浄化槽に限る) 一般社団法人浄化槽システム協会のHPに適合機種・仕様等一覧表が掲載されています。※1不明な点については、浄化槽メーカーにお問合せください。※2流域の別は、町HPでご確認出来ます。

◆受付日時 令和2年4月6日(月)より(閉庁日を除く)午前9時から午後5時まで(正午～午後1時を除く)

※1予算の枠を超えた時点で受付終了となります。※2申請時において、添付書類に不備があった際は受付致しません。

◆受付場所 上下水道課(水道管理事務所)

◆その他 補助額および申請書類等については、町HPをご覧ください。

◆問合せ先 上下水道課 8412361

☆軽自動車税種別割の減免申請のお知らせ

令和2年度軽自動車税種別割の減免申請を次のとおり受け付けいたします。昨年度申請され減免を受けられている場合でも、毎年申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

◆対象となる軽自動車

- ・身体または精神に障害を有する者が所有する軽自動車等
- ・障害を有する者の家族が所有し、専ら障害者等のために使用する軽自動車等
- ・構造が専ら障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

◆申請期間 令和2年4月20日(月)～6月1日(月) ※土・日、祝日を除く

◆受付場所 税務課窓口

◆持参するもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
- ・自動車検査証
- ・運転免許証
- ・印鑑

・納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

・軽自動車税種別割納税通知書(5月中旬に発送しますので、それ以前に申請される方は不要です。)

◆留意点

- ・障害の区分や等級によっては対象とならない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。
- ・普通車で減免を受けている方は申請できません。(障害者1人につき1台)
- ・申請期間終了後、また納税後の手続きはできませんのでご注意ください。
- ・身体障害者手帳等は4月1日までに交付されたものが必要となります。

◆問合せ先 税務課 軽自動車税担当 8416971



河内町高齢者タクシー (実証実験) 運行中!!

70歳以上で自動車に乗れない方にタクシーの初乗り運賃(740円)を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ先 河内町役場 福祉課 84-6981



Information on a Kawachi Life

☆自衛官募集!!

【幹部候補生(一般)】

◆応募資格

- ・大卒程度試験
- 22歳以上26歳未満の方(20歳以上22歳未満の方は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の方)
- ・院卒者試験
- 20歳以上28歳未満の方 修士課程修了者等(見込含)

【幹部候補生(医科・薬剤科)】

◆応募資格

- 専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の方(薬剤科は20歳以上28歳未満の方)

◆受付期間

3月1日(日)～5月1日(金)

◆試験期日

○幹部候補生(一般) 1次：5月9日(土) ※5月10日(日)は飛行要員のみのみ

2次：6月9日(火)～12日(金)

☆海・空飛行要員のみ

3次海：7月6日(月)～10日(金) 3次空：7月11日(土)～7月30日(木)

○幹部候補生(医科・薬剤科) 1次：5月9日(土)

【一般曹候補生】

◆応募資格

18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)

◆受付期間

3月1日(日)～5月15日(金)

◆試験期日

1次：5月23日(土)

2次：6月24日(水)～6月29日(月) ※いずれか1日を指定されます。

【自衛官候補生】

◆応募資格

18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月の3カ月後の末日現在、33歳に達していない方)

◆受付機関

自衛官候補生は年間を通して受付しています。

◆試験期日

受付時にお知らせします。

◆問合せ先

自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 8413351

☆令和2年度茨城県警察官採用試験(第1回)

◆受験資格

A区分：大学卒業または卒業見込みの者(短大を除く)

B区分：A区分の受験資格(学歴区分)に該当しない者

◆採用予定人数

- 男性警察官A 90人程度
- 女性警察官A 8人程度
- 男性警察官B 20人程度
- 女性警察官B 2人程度

◆受付期間

インターネット(電子申請) 4月10日(金)午後5時まで

◆第1次試験日

5月10日(日)

◆採用試験説明会

受験希望者には個別説明いたしますので、竜ヶ崎警察署へお問い合わせください。

◆問合せ先

茨城県警察本部警務課 841201314058

竜ヶ崎警察署警務係 8410110 または県内最寄りの警察署・交番・駐在所

航空機騒音測定結果 (速報)

令和元年 12月分

測定局	設置場所	Lden (dB)
下加納局 (NAA)	愛宕神社	52.7
河内局 (NAA)	中央公民館	56.7
金江津局 (県)	東共同利用施設(つつみ会館)	52.8
田川局 (県)	田川共同利用施設	57.7

※この数値は速報の値で、今後変更になる場合があります。成田国際空港株式会社(NAA)が開設している環境情報公開Webサイト「成田空港環境こみゆにてい」では、NAAが設置している測定局の現在の騒音レベルや過去の測定結果等が確認できます。 Web: <http://airport-community.naa.jp/>

スローガン：見てるかな 黄色い帽子と わたしの手

春の全国交通安全運動

4月6日(月)～15日(水)

- 【運動の重点】 (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保 (2) 高齢運転者等の安全運転の励行 (3) 自転車の安全利用の推進



◇日常生活用具の給付・貸与

対象者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者（児）、心身障害者（児）、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者。（介護保険制度など他法が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
種類	盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者用屋内信号装置、動脈血中酸素飽和度測定器等。
費用	基準額の1割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）

◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対象者	心身または精神に障害のある20歳未満の児童を在宅で監護している父母、または養育者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	1級/月額52,500円 2級/月額34,970円
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けるときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で、常時特別な介護を要する20歳以上の最重度の障害のある者で、かつ、最重度の障害が重複している者等。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。例：身体障害者手帳上肢機能障害1級かつ療育手帳 [Ⓐ] など）
	支給額	月額27,350円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、または医療機関等に3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で、常時介護を要する20歳未満の重度の障害のある児童。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額14,880円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けるときは支給されません。
福在宅社障手当児	対象者	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額3,000円
	支給制限	施設に入所しているとき、または障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。
支難病援患費者	対象者	難病患者であって河内町に居住している者（茨城県から発行された指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証を保持している者）
	支給額	月額3,000円

◇自動車税等の減免

条件	心身に障害のある者が使用（所有）する自動車、もしくはその者と生計を一にする者が使用（所有）する自動車などで、一定の条件を満たす場合に対象となります。（障害者1人につき1台）
----	--

◇有料道路通行料金の減免

条件	身体障害者本人が運転するか、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台（自家用に限ります。）のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	---

◇NHK受信料の減免

条件	身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や身体障害者・知的障害者・精神障害者のうち重度の障害者が世帯主の場合は半額免除となります。
----	--

障害福祉サービス・制度のお知らせ

◆問合せ先◆ 福祉課 障害福祉係 ☎84-6981

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがありますので、ホームページをご覧ください。）

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要で、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合もあります。

詳しくは、福祉課障害福祉係までご相談ください。

◇手帳制度

身体障害者手帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、肝臓機能に永続する障害がある者。
	内容	障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。
	支援内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除および減免等。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
療育手帳	対象者	児童相談所（18歳未満）、または茨城県福祉相談センター（18歳以上）において知的障害者と判断された者。（知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。）
	内容	IQ等の判定により、 [Ⓐ] （最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の区分があります。
	支援内容	特別児童扶養手当の受給（20歳未満）、障害児福祉手当の受給（20歳未満）、在宅障害児福祉手当の受給（20歳未満の障害児福祉手当未受給者）、税金の控除および減免、医療福祉費支給制度の適用等。
有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。（更新には再判定が必要となります。）	
精神保健福祉手帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内容	1級～3級まであります。1級および2級は国民年金の障害基礎年金の1級および2級とほぼ同程度です。
	支援内容	税金の控除および減免、県立施設入場料の減免等。
有効期限	2年間（更新が必要な時には有効期限の切れる3か月前から更新申請ができます。）	

◇障害者総合支援法・児童福祉法

サ障 し害 び福 ス社	内容	身体・知的・精神に障害のある者（手帳所持者）、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。（介護保険制度など他法優先となります。）
	費用	利用料の1割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）
通障 所書 支 援児	内容	身体・知的・精神に障害のある児童、または療育の必要性がある児童に対して、施設等への通所による訓練等のサービスなど。
	費用	利用料の1割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限月額が決定されます。）
医自 立支 療援	内容	身体障害の育成・更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるため通院している方の医療費の助成。
	費用	医療費が1割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）

◇補装具の購入・修理

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者で、その障害の程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた者。（介護保険制度など他法優先となります。）
種類	視覚障害 :盲人安全杖、義眼等。 聴覚・言語機能障害 :補聴器等。 肢体不自由 :義肢、装具、車いす等。
費用	基準額の1割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）

令和2年度 中央公民館サークルのご案内

*お申込・お問合せは各サークルへ直接お願いします。

No.	サークル名	講師名	代表者名	申込先	申込先電話番号	活動日時	場所	参加費等	活動紹介
1	色紙絵教室	北尾 君光	植田 美佐子	代表者	86-3859	第4火曜日 13:30～17:00	改善センター 農事研究室	月2,100円	郷土の野菜等をスケッチして、絵画を通して「いざい」を養っていくことを目的としています。
2	ペン習字 同好会	高司 慎二	高司 慎二	講師・代表者	029-841-8920	第2・4水曜日 10:00～12:00	改善センター 農事研究室	月2,000円	ちょっとしたコツで、クセ字が美文字になる技術。一緒にいかがですか！
3	大人のピアノ	久積 和香子	真仲 裕子	代表者	090-6032-3461	第1火曜日 9:30～12:00	改善センター 多目的ホール	月1,000円 年1,000円	月1回講師の指導を受け、好きな曲を練習しています。皆様のご参加お待ちしております。
4	河内町ダンス 愛好会	大木 恵美子 辰 沢 修一	糸賀 脩浩	代表者	090-9846-2849	月3回土曜日 20:00～22:00	中央公民館 大会議室	月3,000円	社交ダンスを通じて、美しい姿勢づくりと会員同士の親睦を図ります。初心者大歓迎！
5	河内舞踊 クラブ	*	吉田 益江	代表者	84-3256	毎週水曜日 9:00～15:00	中央公民館 大会議室	月3,000円	老後の健康のために、週に一度舞踊で体を動かす、気分をリフレッシュしましょう。
6	民謡クラブ	池田 昂月	鴻巣 眞江	代表者	84-3370	第1・2・4水曜日 13:00～15:00	中央公民館 和室	月3,000円	民謡大会、地区コンクール大会、全国大会、かわちフェスタ等へ出演しています。
7	茶道表千家	青野 富美子	青野 富美子	講師・代表者	86-3912	第2土曜日 13:30～16:30	農事研究室 和室	毎回1,000円 茶・菓子 500円	お茶を始めてみませんか？作法を学び五感で季節を感じ一緒に楽しい時を過ごしましょう！
8	かわち俳句会	*	田中 康夫	代表者	62-2535	第1火曜日 13:00～16:00	改善センター 農事研究室	年5,000円	定例俳句会（毎月）、句集かわち俳壇の作成・配布、吟行会、かわちフェスタへの出展
9	古典音読	熊木 恒夫	熊木 恒夫	講師・代表者	84-2840	第3火曜日 9:00～12:00	改善センター 農事研究室	無料	「和漢朗詠集」の作品を全員で音読する。
10	ハンドメイド アクセサリー サークル	堀 真弓	堀 真弓	講師・代表者	090-5394-5722	第3日曜日 9:30～12:00	改善センター 営農相談室	毎回1,000円 (材料費別)	大人可愛いアクセサリや、お花のアレンジなどを製作しています。お仲間を募集中です。
11	おいしい料理 教室	植竹 恵美子	植竹 恵美子	講師・代表者	090-2430-5461	第3水曜日 10:00～13:30	中央公民館 調理室	年11,000円 (材料費込)	おかず作りに悩んでいませんか？毎日の料理の「おいしい」をお手伝いします。
12	男子ごはん 2020	植竹 恵美子	吉澤 博	講師	090-2430-5461	第1水曜日 10:00～13:30	中央公民館 調理室	年11,000円 (材料費込)	「料理を作ってみよう」というやる気のある方 1回分体験なら無料です。
13	ヨガ同好会	佐藤 スミ恵	佐藤 スミ恵	講師・代表者	090-6025-2065	毎週水曜日 19:30～21:30	中央公民館 大会議室	月3,000円	長寿を目指すヨガです。何かを始めて体得するための継続は楽しみながら行うことが重要です。
14	てるてるヨガ in かわち	野口 照代	遠路 寿子	代表者	86-2739	第1・3金曜日 10:00～12:00	中央公民館 大会議室・和室	半年12,000円	デトックスヨガで楽しく心も体もリフレッシュ！健康思考の方待っています。
15	かわち太極拳	加藤 敏江	加藤 敏江	講師・代表者	090-4075-1740	毎週水曜日 13:30～15:30	中央公民館 大会議室	月1,000円	ゆっくり動くバランス運動とイスに座っての呼吸法です。初心者の方大歓迎です。ぜひどうぞ
16	手芸教室	光野 弘美	光野 弘美	講師・代表者	090-4523-6741	第3木曜日 19:00～21:00	中央公民館 和室	毎回500円	手編み、がま口バッグなどハンドメイドを楽しみましょう。自分だけのオリジナルを作りましょう。
17	パンフラワー サークル	林 孝子	岩橋 よし子	講師	029-859-7066	第2・4水曜日 18:30～21:00	改善センター 農事研究室	月4,000円	指先を使うことで認知症予防になります。お花盆栽アクセサリ作りを一緒にしませんか。
18	押し花サークル 花想い倶楽部	大塚 真理	大塚 真理	講師・代表者	84-2462	第2・3火曜日 10:00～16:00	西共同利用 施設洋室	毎回1,200円	花や野菜果物を特殊な技法で押し花にし、思い出の額やアクセサリ、小物などを作ります。
19	パッチワーク 教室	澤井 みつ子	江口 恵子	中央公民館 代理 受付	84-2843	第3水曜日 13:00～16:00	改善センター 農事研究室	講習費年 5,000円 材料費年 7,000円	毎月1回、ゆっくりおしゃべりしながら作ります。初めての方大歓迎です。待ってま～す。
20	和のお作法	海老原 清江 林 雪子	海老原 清江	代表者	84-2710	第3水曜日 13:30～15:30	中央公民館 和室	毎回1,000円	美しいあなたを作る作法ときもの着付け教室！楽しく習って着物でお出かけしてみませんか？
21	吹矢の会	清水 たみ	野 高 弘	代表者	090-1104-9282	第1・3土曜日 13:30～15:30	中央公民館 大会議室	月1,000円	呼吸法による健康効果があり、年齢体力を問わず楽しめるスポーツ吹矢！ぜひ一緒に！

生涯学習のとびら

R 2. vol.150

◆問合せ先◆ 教育委員会事務局生涯学習G (中央公民館内) ☎ 84-2843

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習…それが『生涯学習』です。『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報(案内や結果など)を提供、お知らせしていきます。

令和2年度公民館講座のご案内

①【♪なつかしい洋楽の歌や、楽器を弾いて演奏を楽しもう講座♪】 **新規**


第一部：「英語で歌を歌おう」 第二部「楽器を弾いて演奏を楽しもう」

講師：角田 裕之 先生
 開催日時：令和2年 5/20(水)、6/17(水)、7/15(水)、8/19(水)、9/16(水)、10/14(水)、11/18(水)、12/16(水)
 令和3年 1/20(水)、2/17(水)、3/17(水) (全11回)

第一部 午前 9時00分～午前10時30分
 第二部 午前10時40分～午後12時10分

受講料：無料
 場所：中央公民館大会議室
 定員：第一部20人、第二部20人
 講座内容：第一部「昔聞いていた、プレスリー・ビートルズ・フォークソングなどの洋楽をみんなで歌いましょう！」
 第二部「ギターやウクレレで、好きな曲を演奏しましょう！」

※第二部に参加される方は、ギター・ウクレレの楽器を持参してください。
 ※楽器未経験の方、楽器を持っていない方も相談に応じます。




②【かんたん!「かわち料理教室」講座】 **新規**

講師：キッチン菜の花会
 開催日時：令和2年 6/13(土)、10/3(土)、12/5(土)
 令和3年 2/6(土)
 午前9時30分～11時30分(全4回)

受講料：無料(別途材料費毎回500円程度) 場所：中央公民館調理室
 定員：20人
 講座内容：6/13「ライスジュレ入りコロケ・簡単チラシ寿司」
 10/3「秋の味覚! さつま芋ご飯・きのこを使ったヘルシー料理」
 12/5「超時短! 白玉粉で作るいちご大福」
 2/6「簡単カップのシフォンケーキ」

簡単にできるお菓子と料理の講座です。
 かわちの特産品「ライスジュレ」を使ったコロケレシピも紹介します。



- 1. 申込期間** 令和2年4月4日(土)～4月19日(日)
午前8時30分～午後5時15分 *土日申込可、月曜・祝日は休館日です。
- 2. 申込方法** 中央公民館・改善センター(生涯学習G)窓口まで直接お越しください。
申込書は窓口にあります。*電話・FAXでのお申込はできません。
- 3. 対象** 町内在住・在勤の方 *最少催行人数：各講座10人以上
- 4. 注意事項** 定員を超えた場合には、抽選により受講者を決定する場合があります。
受講料・材料費、持ち物等詳細については申込後通知します。
- 5. 問合せ先** 河内町中央公民館(教育委員会事務局生涯学習G)
河内町長竿3689-1 ☎0297-84-2843





保健センターだより

5月・6月の集団健診・がん検診のお知らせ+今年度の予定

ご自身の健康と生活を守るため、年に一度は 健診・がん検診を受けましょう！

5月、6月の胃がん検診の申し込みは4月20日からです！

集団健診日程	場所	受付時間	
		胃がん検診を受ける方 (要予約)	胃がん検診を受けない方 (予約不要)
5月29日(金)	つつみ会館	午前7:00～8:30	午前7:00～10:30
5月31日(日)	保健センター		
6月1日(月)	保健センター		
11月4日(水)	保健センター	11月は、胃がん検診はありません。	午前9:30～10:30
11月5日(木)	保健センター		午後1:00～2:00
11月8日(日)	保健センター		午前9:30～10:30 (午前のみ)
11月14日(土)	つつみ会館		
12月8日(火)	保健センター		午前8:00～9:30

◆ 健診内容 LOOK! 1,200円で健診が受けられます!(18歳以上)

健診名	対象	内容	自己負担金	事前予約
39歳以下健診	18～39歳の町民の方 (S56.4.2以降生まれ)	問診・身体計測・尿検査(糖・蛋白・潜血) 血圧・血液検査(血糖・脂質・肝機能・クレアチニン・尿酸・貧血)・心電図・眼底検査	1,200円	不要 持ち物: 保険証
特定健康診査	40～74歳の国民健康保険の方	今年度中に40歳に到達する方は、「特定健診、はじめまして特典」で無料!	1,200円 40歳の方は無料	不要 持ち物: 保険証 町からのハガキ
	または ※社会保険の被扶養者	※社会保険の被扶養者は、保険組合から交付される「特定健康診査受診券」が必要です。また健診内容、負担金も上記とは異なります。	保険組合が定める額	不要 持ち物: 保険証 特定健康診査受診券
75歳以上健診	満75歳以上の方 (後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上も対象)	問診・身体計測・尿検査(糖・蛋白・潜血)・血圧・血液検査(血糖・脂質・肝機能・クレアチニン・尿酸・貧血)・心電図・眼底検査+今年から、 栄養指数「アルブミン値」が追加! 上記のうち貧血・心電図・眼底検査の全てを検査しない場合	1,200円 無料	不要 持ち物: 保険証

◆ その他 同じ日に実施している検診 LOOK! こちらは、健康保険の種類に関わらず受診できます

検査項目	対象	内容	負担金	事前予約
胃がん検診	40歳以上80歳以下	胃部レントゲン撮影(バリウム検査)	1,500円	必要
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査(2日分の検便)	500円	不要※
		※事前に採便容器が必要です 保健センター・町役場・福祉センター・つつみ会館にて配布しています。 採便容器は郵送もできます。 ご希望の方は、保健センターまでお電話ください。		
結核検診	65歳以上	胸部レントゲン撮影	無料	不要
肺がん検診	40歳以上	胸部レントゲン撮影	無料	不要
肺がん喀痰検診	50歳以上で喫煙指数600以上の方	痰の検査(細胞診)	1,300円	不要
前立腺がん検診	40歳以上	血液検査	700円	不要
肝炎ウイルス検診	40歳以上で今まで検査をしたことがない方	血液検査 (40～70歳の5歳きざみ年齢の方は無料)	900円	不要

対象年齢は、令和3年3月31日現在の年齢です。

◆申込・問合せ先 保健センター ☎84-4486 または 84-3682

食育だより VOL.108

～こころとからだを育む食育～

♪ご存知ですか? 「健診」と「検診」の違い♪

◆問合せ先 保健センター TEL 84-4486

「けんしん」と辞書を引くと「健診」とも「検診」とも記載があります。単なる漢字の間違いではなく、それぞれちゃんと目的が違います。「健診」…健康状態を調べる目的で予防がメイン。「検診」…特定の病気を早期に発見して早期に治療するための二次予防。年1回の健診を受けることは、体の変化にいち早く気付ける絶好のチャンスとなります。

「健診」とは…

全身の健康状態をチェックし、健康であるか否かを確認するもの。肥満はないか、血圧は大丈夫かなど、体の全体的なチェックをして、生活習慣を見直すことが目的。(主な健診) 町の特定健診(特定健康診査)や職場・学校で行う健康診断

健診

検診

「検診」とは…

特定の病気を早期に発見し、早期に治療すること。病気になるためにどうするかではなく、病気かどうか、特定の臓器を検査することが目的。(主な検診) がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん等)や歯科検診



★令和2年度の河内町の集団健診各種がん検診の日程は、今月号の23ページ「保健センターだより」に載っています!

保健センターでは
①健診結果に関すること
②糖尿病や腎臓病の食事のこと
③病院で「食事に気をつけて」と言われたが、どう気をつけようかな?と思っているなどの相談ができますので、お気軽にご利用ください



今月のレシピ

♪小芋の甘辛煮♪

<材料>作りやすい分量

小芋(新じゃが芋)	500g
ごま油	小さじ1
みそ	大さじ1
砂糖	大さじ1
酒	大さじ1
みりん	大さじ2
しょうゆ	小さじ1
熱湯	50cc
和風だし(素)	小さじ1/2
いりごま	少々

<作り方>

- ①小芋は皮をむかず、ポウルに水を張りよく洗う。数回水を変えて汚れを落とす。
- ②鍋に①の芋とたっぷりの水を入れ、竹串がスッと通るまで茹でる。電子レンジで加熱してもよい。その場合は、ラップをして600Wで5分くらいが目安。
- ③Aの調味料を混ぜ合わせておく、みそはよく溶かしておく。
- ④フライパンに、ごま油を入れ茹でた小芋の水気を切って入れ、皮に焼き色が付くまでよく炒める。
- ⑤④に③を加えて弱火で煮詰める。
- ⑥汁気がなくなってきたら、フライパンをゆすって全体に味噌をからませてできあがり。器に盛っていりごまを振る。

【コメント】
新じゃがが出回る時期だけのお楽しみレシピです。おいしく作るコツは、皮に焼き色が付くまで炒めることです。皮のパリッとした食感と焦げの香ばしさがみそだれによくあいます。

レシピ提供 ♡青野 多恵子さん♡

※『今月のレシピ』で紹介した料理を作った方の感想をお待ちしています!
保健センター ☎84-4486 までご連絡ください!

地域包括支援センター だより

地域包括支援センターは、4月20日から河内町保健センター内へ移転します。

元気アップ講座

人とふれ合うことで脳は活性化し、認知症予防に効果があるといわれています。ご近所に集いの場所をつくり、顔見知りの関係をつくることで、楽しみを増やしながらかんたんに暮らせるまちにしていきましょう。

◆こんなことができます◆

- 出来ない事が楽しい！笑って楽しく脳活性化
- 健康寿命を延ばすお口の話
- 健康マメ知識の最新情報！
- 手先を使って脳トレ！
小物作り、大人のぬり絵
- 本当の介護予防って何？
これからはフレイル予防！
- 知って得する！訪問販売の上手な断り方



- ◆場 所：近所の分館、集会所など、ご自身で行ける範囲の場所
- ◆人 数：3人以上の高齢者のグループ
- ◆講 師：地域包括支援センター職員等
- ◆料 金：無料（材料費として100円程度の自己負担がある場合があります）

お手元にございますか？ 認知症&高齢者ガイドブック 保存版

平成29年に町内全戸配布しましたこの「認知症&高齢者ガイドブック」には、町民のみなさまの暮らしを支える様々な行政サービスや介護保険サービス利用等について詳しく掲載されています。このガイドブックは、高齢者および認知症の疑いがある方、そしてその家族の方々を含むすべての町民のみなさまの暮らしをより充実したものにしていただく為にも、ぜひご活用ください。なお、ガイドブックはまだ多少の在庫がありますので、紛失された等でご希望の方はご連絡ください。



「認知症地域支援推進員」からのひ・と・こ・と。
河内町では地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス等と連携し、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行っています。お気軽にご相談ください。



問合せ先
子育て支援課
TEL 0297-84-6982

「お友達が近くにいないの!」「ママ友がほしい!」「遊ぶ所がない!」と悩んでいる方、ぜひ遊びに来てください!みんなで子育ての輪を広げましょう~。



5月の予定

日	曜日	イベント・スケジュール
1	金	自由遊び
8	金	ぐりぐらおはなし会
11	月	自由遊び
13	水	親子ではっぴーヨガ♪
15	金	自由遊び
18	月	自由遊び
20	水	作って遊ぼう~!【ポリ莓】
22	金	自由遊び
25	月	自由遊び
27	水	あかちゃんひろば
29	金	わくわく!お楽しみ会♥

利用時間・持ち物

- ・月、水、金曜日（予約不要）
（祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く）
- ・午前9時30分~午後2時30分
- ・対象：0歳~就学前のお友達とお家の方
- ・着替え・水筒などの用意をお願いします。
- ・ごみ・オムツは持ち帰りをお願いします。

5/8(金)【ぐりぐらおはなし会】

ぐりぐらおはなし会の方をお招きしま〜す!
いつも違った楽しく、愉快なお話が飛び出しますよ♪お楽しみ〜!※時間：午前10時30分~11時

5/13(水) 親子ではっぴーヨガ♪

親子で楽しく体を動かして心も体もリフレッシュ!ハッピーになっちゃいましょう~!
時 間：午前10時30分~11時
対 象：1歳ぐらいのお子様、保護者
持ち物：汗ふきタオル、飲み物（親子分）
※動きやすい服装をお願いします。
参加費：無料 定 員：8~10人
事前に予約をお願いします。
（予約受付期間 4/6~4/29まで）
申込先：役場 子育て支援課 84-6982
受付日時：土日祝日を除く午前9時~午後5時

5/20(水)【作って遊ぼう~!ポリ莓】

ポリ袋と花紙、シールで莓を作って楽しみましょう~
時 間：午前10時30分~ 定 員：10人

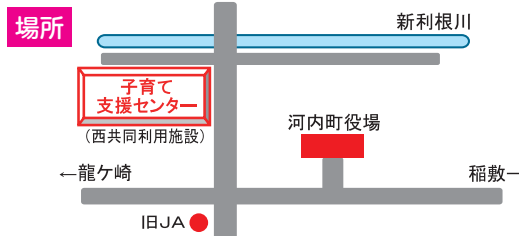
5/27(水)【あかちゃんひろば】

すくすく成長してるかな?身長、体重を測ってもらいましょう~!
時 間：午前10時30分~11時
対 象：生後4か月~1歳ぐらいのあかちゃんとお家族
参加費：無料 予約不要



5/29(金)【わくわく!お楽しみ会♥】

今月はどんな遊びが飛び出すかな?リズム体操?親子でゲーム遊び?パネルシアター?内容は当日までのお楽しみ~!参加してくれたお友達には三匹のこぶたのカードを作るよ♥
時 間：午前10時30分~11時 予約不要



5月の製作 ポリ莓♥
甘くて美味しい莓を作ろうね!



俳句	
来し方を問わず語りの古雛	石毛 節子
少年は照れて座りし雛の前	篠原 富子
風光る心の襲もストレッチ	宮澤由紀江
老幹のふんばり見事梅薫る	田沼 和子
梅が香や厨の小窓明け放す	大野志げ子
白壁の倉に眠るや祖母の雛	神崎かずお
ぬかるみに東雲の風光りけり	寺田 節子
葉牡丹を食べ尽してや村雀	野田美智子
朝もやに天空の城筑波山	遠藤 正雄
つるし雛吊る古民家の煤柱	田中 康夫



全国健康保険協会（協会けんぽ）加入者の皆様へ

【令和2年度保険料率のお知らせ】

協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆様の医療費等に基づき、都道府県ごとに設定されています。

令和2年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率については、現状の9.84%から9.77%に引き下げとなります。また、介護保険料率（全国一律）については、現状の1.73%から1.79%に引き上げとなります。（令和2年3月分（4月納付分）より変更）

また、平成30年度からは、新たに「インセンティブ（報奨金）制度」が導入され、支部（都道府県）ごとの加入者および事業主の健康に対する取り組みが、2年後の健康保険料率に反映されることとなりました。

みなさまが健診を受診したり、ジェネリック医薬品を使用したりすることが、茨城支部の健康保険料率に反映されますので、まずは、4月上旬に加入者のご家族（40～74歳の被扶養者）を対象に特定健診の受診券をご自宅に送付いたしますので、受診をお願いいたします。

◆問合せ先 協会けんぽ茨城支部 企画総務グループ
☎ 029-303-1580

**☆航空科学博物館イベント情報
～成田空港飛来機展～**

◆日時 4月1日（水）～5月24日（日）

◆場所 航空科学博物館「体験館」

◆内容 日本の表玄関である成田空港には様々な国や地域から、多くのエアラインが乗り入れています。旅客便や貨物便を含めると定期便だけでも100社にもおよびます。成田空港と国内外の都市をつなげている乗り入れエアラインを紹介します。

◆問合せ先 航空科学博物館 ☎ 0479-78-0557

☎ 289-1608 千葉県山武郡芝山町岩山111-3

31日	30日	27日	24日	21日	10日	6日	5日	2日					
教職員辞令交付式	退職者辞令交付式	五霞町視察	かわち学園卒業式	基金審議会	田沼多喜男生涯学習等	かわち認定こども園卒業式	J A稲敷交通安全帽贈呈式	議会定例会（13日まで）	社会福祉協議会理事会	介護保険運営協議会	国民健康保険運営協議会	水道運営審議会	庁議

町長の動静

～3月の主な行事～

行政書士による無料相談（要予約）

- ◆日時 4月18日（土）午前10時～正午
- ◆会場 河内町農村環境改善センター 営農相談室
- ◆内容 相続や遺言、農地法の許可、その他各種許認可に関すること。どのような悩み、疑問にも丁寧にアドバイスいたします。※予約は、前日の午後5時まで
- ◆問合せ先 茨城県行政書士会県南支部
☎ 090-8509-3622（担当 塚本）

竜ヶ崎税務署からの重要なお知らせ

令和元年分申告所得税等確定申告の振替納付日について

令和元年分「申告所得税及び復興特別所得税」並びに「個人事業者の消費税及び地方消費税」の申告期限・納付期限が延長されたことに伴い、振替納付日は次のとおりとなっております。振替日の前日までに、預貯金残高のご確認をお願いいたします。

●申告所得税及び復興特別所得税

令和2年5月15日（金）

●申告所得税の延納分

令和2年6月1日（月）

●消費税及び地方消費税（個人事業者）

令和2年5月19日（火）

河内町産業活動の活性化および雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置について

町には、町内の産業活動の活性化のための企業誘致および雇用機会の創出を図ることを目的として、町内に事務所または事業所を有し事業所等の新設または増改築を行い、従業員5人以上増加した法人について、新設または増改築により取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税を3年間課税免除する制度がございます。

詳しくは、役場企画財政課までお問い合わせください。

◆問合せ先 企画財政課 ☎ 84-6970

4月の納税等

固定資産税	(1期)	納付期限は
介護保険料	(1期)	4月30日です。

～お知らせ～

※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。



チケットの転売に関するトラブルにご注意!

コンサートやスポーツなどの興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増えていきます。そこで、チケットの転売に関するトラブルを防ぐためのポイントをまとめました。

チケットを購入する際は

公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入!

チケット転売仲介サイトでは、チケットの価格や手数料が高額であったり転売禁止チケットだと気付かずに購入した場合に、キャンセルしたくてもできないケースがあります。公式チケット販売サイトと間違えて、海外のチケット転売仲介サイトから購入してしまうケースも目立っています。



転売チケットを購入する際は

チケット等の規約で転売が禁止されていないか確認!

チケットの中には、規約において第三者への譲渡、転売などを禁止している場合があります。また、入場時に、公式チケット販売サイトからの購入者であることの本人確認が必要な場合もあります。これらの場合、転売チケットは利用できないように無効にされたり、入場時の本人確認により入場できないおそれがあります。



不正転売はしない!

「チケット不正転売禁止法」が昨年6月から施行され、チケットの転売は、業者だけでなく個人であっても罰則の対象となる場合があります。もし、急ぎよ行けなくなった場合は、公式リセールサイトを利用して転売することを検討しましょう。



消費者問題のご相談はお気軽に相談窓口へ!

- ◆ 問合せ先 経済課 消費生活相談係 ☎ 84-6975
- ◆ 相談日 毎週火曜日
- ◆ 相談時間 午前9時30分～午後4時30分
- ◆ 消費者ホットライン「188」

